

## ソフトウェア使用許諾契約書

NAKAYAMA KEMPEI (以下、「著作権者」といいます)は、お客様に、以下の条件で本ソフトウェアの使用を許諾します。

NAKAYAMA KEMPEIと中山総合研究所は同義です。本ソフトウェアとは、プログラム「nkMapView」及びこれらの付属ツール、付属ファイル、付属文書をいいます。

### (契約の成立)

第1条 お客様が、本件ソフトウェアの全部又は一部ツールをコンピュータのハードディスク等の記憶装置へ保存したとき、又は本件ソフトウェアを使用したときは、本契約の締結に同意したものとみなされ、本契約は成立し効力を生ずるものとします。

### (著作権の帰属)

第2条 本ソフトウェアに関する著作権等の知的財産権は、すべて著作権者に帰属します。

### (使用権の許諾)

#### 第3条

1. 著作権者は、お客様に対し、本契約の条項に従って、本ソフトウェアを使用する非独占的な権利を許諾します。
2. お客様は、お客様のコンピュータに搭載されたハードディスクその他の記憶装置に本ソフトウェアをインストールし、使用することができます。
3. お客様は、著作権者の書面による許可なく、本ソフトウェアを再配布あるいは配布することはできません。
4. ソフトウェアに「コピーライト表示」がある場合は削除することはできません。ソフトウェアに「コピーライト表示」がある場合は、表示させる義務が生じます。
5. お客様は、本ソフトウェアまたは本ソフトウェアに関する権利の一部あるいはすべてを有償・無償を問わず譲渡し、再販し、貸与し、または第三者をして使用させることはできません。

### (禁止事項)

#### 第4条

1. お客様は、本ソフトウェア、付属ツール、付属ファイルの全部又は一部を複製することはできません。
2. お客様は、本ソフトウェアの改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルをすることはできません。
3. お客様には、著作権者の承諾なしに、第三者に対し本ソフトウェアの使用、販売、貸与、複写、譲渡することはできません。

### (保守／管理／動作保証)

#### 第5条

1. このソフトウェアは、すべての環境での動作は保証していません。
2. このソフトウェアを、利用して生じたいかなる損害も著作権者は一切の責を負いません。
3. 著作権者は、個別の案件には対応できません。
4. 著作権者は、著作権者が不利益があると判断した場合に、一方的にソフトウ

エアの使用を中止させる権利を持ちます。

5. この「使用許諾契約書」は、予告なく改編・加筆を行うことがあります。

(免責)

#### 第6条

1. 著作権者は、お客様に対し、本ソフトウェアに関して、その動作、商品性、特定用途への適合性その他一切の保証を行いません。

2. 著作権者は、お客様及び第三者が本ソフトウェアに関連して直接又は間接に被ったいかなる損害についても、一切責任を負いません。お客様は、本ソフトウェアの使用に関連して第三者からお客様になされた請求に関連する損害、損失あるいは責任より著作権者を免責するものとします。

(契約の終了)

#### 第7条

1. お客様は、本ソフトウェアをコンピュータのハードディスク等の記憶装置及びメモリからすべて消去することにより、本契約を終了させることができます。

2. お客様が本契約のいずれかの条項に違反したときは、著作権者は、お客様に対し何らの通知、催告を行うことなく直ちに本契約を終了させることができます。

(合意管轄)

第8条 本契約に関する一切の紛争については、さいたま地方裁判所第一審の専属管轄裁判所とします。

以 上